「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、令和７年度決算の「健全化判断比率」「資金不足比率」を公表します

健全化判断比率等の公表

問 財政課（☎82-1128）



健全化判断比率

実質公債費比率および将来負担比率は昨年度より下降（改善）し、昨年度に引き続き、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。しかしながら、今後も社会保障経費や**公債費**等が高い水準で推移することが見込まれる中、財政の硬直化が進んでおり、市の財政を取り巻く環境は、厳しさを増していくものと予測されます。

健全な財政運営のため、自主財源の確保、経常的経費の削減や事業の「選択と集中」に一層取り組んでいきます。

基準を超えるとどうなるの

❶～❹までの４つの比率のうち一つでも早期健全化基準以上になると、「財政健全化計画」を策定し、自主的な財政の健全化に努めることになります。また、財政再生基準以上になった場合には、「財政再生計画」を策定し、国等の関与により財政の再生に努めることになります。

健全化判断比率	令和７年度	令和６年度	早期健全化基準	財政再生基準
❶**実質赤字比率**　福祉、教育、まちづくり等の行政サービスを行う一般会計等において、歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）が**標準財政規模**に占める割合のことです。	－	－	12.44%	20.0%
❷**連結実質赤字比率**　特別会計を含めたすべての会計の実質赤字額が標準財政規模に占める割合のことです。小型自動車競走事業特別会計で赤字額があるものの、そのほかの会計が黒字であり、連結では黒字となりました。	－	－	17.44%	30.0%
❸**実質公債費比率**　一般会計等が負担する公債費等が標準財政規模に占める割合の過去３か年平均のことです。この比率が大きいほど、返済の資金繰りが厳しいことを表します。	8.8%	9.6%	25.0%	35.0%
❹**将来負担比率**　一般会計等が将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める割合のことです。この比率が大きいほど、将来の財政を圧迫する可能性が高いことを表します。	28.5%	29.3%	350.0%	

資金不足比率

公営企業の各会計における資金不足額が**事業規模**に占める割合をいいます。令和７年度は、昨年度と同様、すべての会計で資金不足額はありませんでした。なお、経営健全化基準以上になった場合には、「経営健全化計画」の策定が義務づけられます。

会計区分	令和７年度	経営健全化基準
水道事業会計 工業用水道事業会計 病院事業会計 下水道事業会計	－	20.0%

用語解説

- **公債費**
 地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金と一時借入金の利息を合計した額です。
- **標準財政規模**
 標準的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。
- **事業規模**
 各会計における営業収益に相当する額です。